

[事案 2020-299] 転換契約無効請求

・令和3年12月8日 裁定終了

<事案の概要>

転換により解約返戻金が大幅に減少することの説明がなかったこと等を理由として、転換契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

従前加入していた終身保険を平成19年7月に終身保険に転換したが、以下の理由により、転換を無効として既払込保険料を返してほしい。

- (1) 募集人から、転換により解約返戻金が大幅に減少するという不利益について説明を受けておらず、書面でも説明されていない。
- (2) 主契約の保険料払込期間が、60歳から終身になったことについて説明を受けておらず、不利益な変更がなされている。
- (3) 転換以外の方法について、募集人から口頭による説明がなかったため、入院1日目からの保障を得るには転換前契約を払済にして新たに保障を付加すれば良く、必ずしも転換する必要はなかったことを知らなかった。また、入院の機会は少なく、入院1日目からの保障を得る実益はなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 転換後の解約返戻金については、設計書や重要事項説明書に説明を記載している。また、意向確認書でも、申立人は解約返戻金の有無について意向に沿っていると回答している。
- (2) 主契約の保険料が終身払となることについては、保険料を安く抑えることができるので必ずしも不利益とは言えず、意向確認書の記載から見ても保険料払込期間について申立人は納得したうえで契約している。
- (3) 募集人は、設計書を使用して転換以外の方法も説明している。
- (4) 入院1日目からの入院給付金を受けられる実益があまりなかったのは、申立人の入院の機会が少なかったために過ぎない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、転換により解約返戻金が減少することの説明を受けていないとは認められず、保険料払込期間が終身となることの説明を受けていないとも認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。